

6. 救急告示認定等に係る事務手続きについて

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 変更等に係る事務手続きについて | P 2 ~ |
| (2) 令和5年度の更新スケジュール | P 5 |
| (3) その他 | P 6 ~ |
| (4) 大阪府児童虐待防止医療ネットワーク
事業について | P 12 |
| (参考) 現行の認定基準 | P 13 ~ |

(1) 変更等に係る事務手続きについて

ア 申出書の記載内容の変更

認定の際に御提出いただいた「救急業務協力申出書」の記載内容（医療機関名・開設者・所在地・救急医療担当常勤医師 等）に変更が生じる場合、変更等が確定した時点で速やかに「救急業務協力体制等変更届」を所管保健所（大阪市内の場合は各区保健福祉センター）へ提出してください。

救急搬送が円滑に行われるよう、変更内容を集約の上、関係機関に通知を行う必要がありますので、御協力をお願いします。

なお、建替え等に伴い所在地が変更となる場合は、お手数ですが、上記書類の提出前に大阪府医療対策課 救急・災害医療グループ（06-6944-9168）に御連絡をお願いします。

(1) 変更等に係る事務手続きについて

イ 救急患者の受入れの一時停止

院内工事等の理由により、救急患者の受入れを一時的に（一定期間）停止場合は、救急搬送が円滑に行われるよう消防機関等へ周知する必要がありますので、下記様式を必ず事前に大阪府救急医療情報センター事務局へFAXで提出してください。

なお、提出時点で停止期間の終期が未定の場合は「未定」とし、確定した時点で再度提出してください。

【様 式】 救急患者受入一時停止届

【取得場所】 「大阪府救急告示医療機関認定マニュアル・様式集」
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/qq/kyukyukokuzi.html>)

【提出先】 大阪府救急医療情報センター事務局

TEL : 06-6344-9893 (対応は平日 9時~17時可)

FAX : 06-6455-3742 (受付は24時間365日可)

(1) 変更等に係る事務手続きについて

ウ 配付端末及び回線の移設等の手続き

【費用負担】

区分	負担者
移 設（建替え、レイアウト変更等）	各医療機関
新規設置（新規告示認定時） 撤 去（告示辞退時）	大阪府

【手順方法】

流れ	対象
① 移設・撤去を希望する旨の連絡	移設・撤去
② NTTデータ関西から日程調整等の連絡	新規設置・移設・撤去
③ 端末機及び回線工事	新規設置・移設・撤去
④ 端末運用開始	新規設置・移設

※ まずは、大阪府医療対策課 救急・災害医療グループ
(06-6944-9168) に 御連絡をお願いします。

(2) 令和5年度の更新スケジュール

ア 対象機関

令和5年度に更新の手続きが必要となる医療機関は、令和2年度に認定を受けた医療機関です。

(※ 認定期間：令和2年12月7日～令和5年12月6日)

令和2年度に認定を受けた医療機関の参照方法は、本資料「(4) その他」に記載しています。

イ 対象機関への通知等

更新対象医療機関への通知及び救急告示医療機関認定マニュアルの大阪府ホームページへの掲載は、令和5年5月～6月頃に行う予定です。

ウ 申出書等の提出期限

医療機関から所管保健所への申出書等の提出期限は、令和5年7月下旬を予定しています。

(3) その他

ア 告示番号・告示日の確認方法

告示番号は大阪府ホームページで確認できます。

【主な告示番号】

年度	告示番号	告示日	認定日	有効期限
R 2	大阪府告示第1818号	R 2. 12. 7	R 2. 12. 7	R 5. 12. 6
R 3	大阪府告示第1750号	R 3. 12. 16	R 3. 12. 16	R 6. 12. 15
R 4	大阪府告示第 号	R 5. 1. 26	R 5. 1. 26	R 8. 1. 25

(3) その他

ア 告示番号・告示日の確認方法

【確認方法】

- ① 大阪府ホームページで「大阪府公報について」のキーワードで検索
- ② 検索結果から「大阪府／大阪府公報について」をクリック
※ 直接アクセスする場合

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/koho/index.html>)

- ③ 「過去の公報を閲覧する」をクリック

過去の公報

「大阪府公文書館 所蔵資料検索システム」画面で操作していただきます。
はじめてご利用になる方は、大阪府公文書館の[「検索方法について」](#)のウェブページをまずお読みください。

「過去の公報を閲覧する(大阪府公文書館所蔵資料検索)」のリンクをクリックして、大阪府公文書館トップページ(外部サイト)を開きます。

明治21年(1888年)1月から前々月までの間に発行された大阪府公報を検索して閲覧していただけます。
更新は不定期に行っていますので、ご了承ください。

過去の公報を閲覧する
(大阪府公文書館所蔵資料検索)

(3) その他

ア 告示番号・告示日の確認方法

【確認方法】

- ④ 「より詳細な検索条件を指定する場合はこちら」をクリックして開き、「救急病院の認定」と入力→「行政資料」をチェック→「検索を実行」

お知らせ

所蔵資料を閲覧する場合は、事前にご予約をお願いします。

所蔵資料は、閲覧前に個人情報が含まれていないかの確認をしています。また、遠方の書庫に所蔵している資料もあり、取りよせに時間がかかることがありますので、利用者の皆様の利便性を図るため事前予約をお願いしています。（資料の準備が整いましたらお知らせします。）ご協力、よろしくお願いいたします。

また、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、利用人数の制限をさせていただいています。ご了承ください。

なお、企画展示は、ご自由に閲覧いただけます。

所蔵された資料を探す、見る

■当館が所蔵する公文書等の目録情報を検索し、ご覧いただけます。

●より詳細な検索条件を指定する場合はこちら(所蔵資料検索画面へ)

●国立公文書館の検索システムはこちら

検索条件(簡易) 隠す

キーワード(8つまで指定可能です。) :

[全角1-20文字]

作成年月日 : 西暦▼ 年 月 日 から 西暦▼ 年 月 日

作成室課/発行者 : [全角1-30文字]

検索対象 : 公文書 古文書 行政資料

検索条件(詳細) 表示

(3) その他

ア 告示番号・告示日の確認方法

【確認方法】

⑤ 閲覧する件名をクリックして開き、「デジタルファイル」をクリック

24	簿冊	D0-2020-15 0000429959	大阪府公報 令和2年1月27日 第177号	大阪府 2020年01月27日
	件名	D0-2020-15 0000429961	救急病院の認定(告示第116号)[PDF]	保健医療室医療対策課 2020年01月27日
25	簿冊	D0-2020-230 0000434953	大阪府公報 令和2年12月7日 第388号	大阪府 2020年12月07日
	件名	D0-2020-230 0000434957	救急病院の認定(告示第1818号)[PDF]	保健医療室医療対策課 2020年12月07日
26	簿冊	D0-2021-236 0000438415	大阪府公報 令和3年12月16日 第636号	大阪府 2021年12月16日
	件名	D0-2021-236 0000438417	救急病院の認定(告示第1750号)[PDF]	保健医療室医療対策課 2021年12月16日

大阪府 公文書館 一閲覧予約— [予約一覧参照](#) ● [閲覧予約に関する詳細はこちら](#)

[件名詳細]

請求記号	D0-2020-230
簿冊登録番号	0000434953
簿冊標題	大阪府公報 令和2年12月7日 第388号
件名登録番号	0000434957
件名標題	救急病院の認定(告示第1818号)[PDF]
作成室課/発行者	保健医療室医療対策課
作成年月日	2020(令和2)年12月07日
資料注記	
デジタルファイル	● 003-0004-4 20201207 救急病院の認定(003-0004-4 20201207 救急病院の認定.pdf)

(3) その他

ア 告示番号・告示日の確認方法

【確認方法】

⑥ 告示の内容を確認

大阪府告示第1818号			
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。			
令和2年12月7日			
大阪府知事 吉村 洋文			
名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
豊中若葉会病院	豊中市東豊中町五丁目13番18号	令2.12.7	令5.12.6
小曾根病院	同 豊南町東二丁目6番4号	同	同
榎坂病院	吹田市江坂町四丁目32番1号	同	同
大阪府済生会千里病院	同 津雲台一丁目1番6号	同	同
大阪大学医学部附属病院	同 山田丘2番15号	同	同
摂津医誠会病院	摂津市南千里丘1番32号	同	同
藍野花園病院	茨木市花園二丁目6番1号	同	同
谷川記念病院	同 春日一丁目16番59号	同	同
茨木病院	同 総持寺一丁目4番1号	同	同

(3) その他

イ マニュアルや様式等について

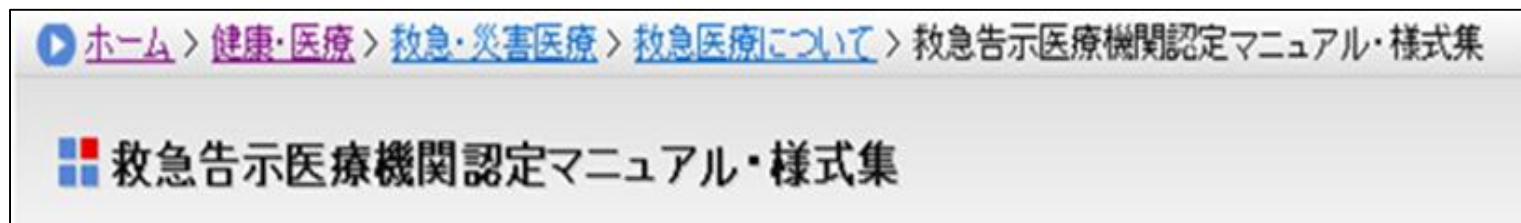
電子媒体は大阪府ホームページで確認できます。

【確認方法】

- ① 大阪府ホームページで「救急データ集」のキーワードで検索
- ② 検索結果から「大阪府／救急データ集」をクリック
- ③ 「令和4年度版 救急告示医療機関認定マニュアル・様式集」をクリック
※ 直接アクセスする場合

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/qq/kyukyukokuzi.html>

- ④ マニュアルや様式の内容を確認



(4) 大阪府児童虐待防止医療ネットワーク事業について

詳細は、別添資料『6_2【別紙】救急告示（二次・三次）医療機関の認定に係る、児童虐待早期発見のための体制整備について（大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ）.pdf』を御確認ください。

(参考) 現行の認定基準

ア 二次救急告示医療機関の認定基準

項目	認定基準
開設年月日	・ 開設1年以上
協力診療科	・ 何科でもよい
救急患者のための専用または優先病床数	・ 1科につき2床以上
救急協力体制	○固定通年制 365日、24時間体制 ○非通年制・輪番制 1日単位での24時間体制 ※ (小児科、精神科、耳鼻咽喉科、眼科を協力診療科目とする) 輪番制医療機関については、1日単位で特定の曜日等の24時間体制(又はこれに準じる体制)
救急医療担当医師	・ 1協力診療科につき常勤医2名以上 ※ 輪番制医療機関及び非通年制医療機関については、1協力診療科につき常勤医1名以上 ・ 同科目において臨床経験5年以上であること
救急医療に従事する医師の勤務体制	・ 平日昼間、平日夜間、日・祝日の各々の時間帯において科目(整形外科、脳神経外科及び精神科を除く)ごとに1名以上施設内で待機すること ※ 輪番制医療機関及び非通年制医療機関については、協力日において、1名以上施設内で待機すること 但し、整形外科、脳神経外科及び精神科については、施設構内又は近接した自宅等において待機の状態にあることを含む(オンコール体制も含む)

(参考) 現行の認定基準

ア 二次救急告示医療機関の認定基準

項目	認定基準
受入実績	<ul style="list-style-type: none">・以下の評価基準のいずれかを満たすこと（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く） （評価は評価基準Ⅰ→評価基準Ⅱの順に行い、「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝は終日とする）○評価基準Ⅰ 医療機関の所在地を管轄する消防機関かの時間外救急搬送受入件数が3ヶ月で15件以上○評価基準Ⅱ 医療機関の所在地を管轄する消防機関及び所在地の周辺地域を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が合わせて3ヶ月で30件以上※ 非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1/2の件数（端数切捨）とする
救急医療情報システム	<ul style="list-style-type: none">・救急医療情報システムに参画し、情報入力端末機（基本的に府が貸与）に、別に府が示すマニュアルに基づき、応需情報等の入力を行うこと（精神科救急医療システムに参画している精神科を除く）・救急搬送患者報告のシステム入力を実施すること（精神科救急医療システムに参画している精神科を除く）
備えておくべき施設・設備	<ul style="list-style-type: none">・エックス線装置、心電計、輸血輸液設備、除細動器、酸素吸入装置、人工呼吸器、麻酔器（なお、麻酔器については、協力診療科目が内科系の場合を除く）但し、協力診療科によって必要な設備機器は別途定める（基本的な検査が実施できること）
付近道路の幅員	<ul style="list-style-type: none">・最小4メートル以上
救急車通行の難易	<ul style="list-style-type: none">・施設に達するまでに通行不能となる場合は不可
救急患者搬入口への救急車の接着	<ul style="list-style-type: none">・接着可能であること
児童虐待早期発見のための体制	<ul style="list-style-type: none">・児童虐待に関する外部機関（児童相談所、市町村等）との連絡窓口を設置・児童虐待に関する委員会または児童虐待対応マニュアルを作成 （小児科、産婦人科、整形外科、外科、脳外科等、虐待を受けている子どもが救急受診する可能性が高い科目の救急告示医療機関では、児童虐待に関する委員会とマニュアルの両方の作成が望ましい）※上記2項目をいずれも満たすこととする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・医療機関所在地を管轄する保健所、消防機関及び地元医師会の意見を付する・別に府が指定する研修会、説明会等に1年度につき1回以上参加すること

(参考) 現行の認定基準

イ 救命救急センターの認定基準

項目	認定基準
運 営	・救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有すること
人 員	・3年以上の救急医療の臨床経験を有し、専門的な救急医療に精通している医師が常時診療に従事していること ・院内の循環器、脳神経等を専門とする医師との連携があること ・夜間・休日の診療について、交代して勤務ができる体制を導入していること
設 備	・高度な救命救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること ・重篤（重症で緊急度の高い）救急患者のために優先的に入院できる病床を有すること ・救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室（ICU）を相当数有すること
連 携	・初期救急医療担当医療機関や入院機能を有する救急医療機関、消防機関との連携体制を構築していること ・メディカルコントロール協議会に積極的に参画すること ・災害時等は関係機関と連携し、優先してその対応に当たること
研 修	・臨床研修医を年間4人以上受け入れていること ・救急隊員（救急救命士を含む）の臨床での研修を年間120人日以上受け入れていること
搬 送	・重篤救急患者の搬送依頼を全て受諾すること
治 療	・重篤救急患者を年間365名以上受け入れる能力とそれに見合う実績を有すること
充実段階	・毎年、厚生労働省が実施する「救命救急センターの現況調」において充実段階がSまたはAであること

(参考) 現行の認定基準

ウ 小児救命救急センターの認定基準

項目	認定基準
受 入	<ul style="list-style-type: none">・ 24時間体制で、すべての重篤な小児救急患者に「超急性期」の医療を提供するとともに、それを脱した小児救急患者に必要な高度な専門医療を提供すること・ 小児救急医療の「最後の砦」として、搬送先医療機関の選定に難渋する小児救急患者、特に乳幼児の救急患者の受入れに努めること
人 員	<ul style="list-style-type: none">・ 小児集中治療室に、常時、専従の医師及び研修医を確保すること なお、専従の医師については、日本集中治療学会が認定した集中治療専門医、日本小児科学学会が認定した小児科専門医、日本救急医学会が認定した救急科専門医等、小児集中治療に指導的立場にある人を1人以上含むこと・ 小児集中治療室には、常時、重篤な小児救急患者の看護に必要な専従の看護師を患者2名に1名以上の割合（必要時には患者1.5名に1名以上）で確保すること・ 診療放射線技師及び臨床検査技師を常時院内に確保するとともに、理学療法士及び臨床工学技士を院内に確保すること
入 院 数	<ul style="list-style-type: none">・ 小児集中治療室病床については、年間おおむね300例以上の入院を取り扱うこととし、うち相当数が救急外来からの入院又は他院からの搬送入院であること
救急搬送受入	<ul style="list-style-type: none">・ 救急搬送を相当数（本院を含む）受け入れること
施 設	<ul style="list-style-type: none">・ 専用の小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有すること・ 必要な専用の診察室（救急蘇生室）を有すること なお、緊急検査室、放射線撮影室、手術室等については、優先して使用できる体制を確立しておくこと・ 診療に必要な施設は耐震構造であること
設 備	<ul style="list-style-type: none">・ 必要な医療機器を備えること